

大垣市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長等から令和 7 年度財務監査（定期監査）の結果に基づく措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 13 日

大垣市監査委員	田 邊 雅 範
大垣市監査委員	関 谷 和 彦

措 置 状 況 報 告 書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

1 指摘事項に対する措置状況

(1) 契約事務について

ア 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下、「支払遅延防止法」という。）では、対価の支払の時期について給付の完了の確認又は検査を終了した後、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下、「約定期間」という。）以内の日としなければならないとされている。

しかしながら、約定期間後に支払が行われていた。

今後は、支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行われたい。

所管所属	事例	措置状況
保健センター	・急患医療センター診療報酬請求業務委託料(4月・5月分)について、4月分が72日(4/30請求、7/11支払) 5月分が41日(5/31請求、7/11支払)、それぞれ請求日付から支払日まで経過し、政府支払遅延防止法で定める期間(30日)を超えた。	・監査における指摘後、所属内で周知するとともに、適切に経理事務を行い、遅滞なく支払いがなされるよう、職員への注意喚起を行った。
星和中学校	・琴借上げ料とバス借上げ料の支払いについて、請求書の処理が漏れていたため、支払いまでに時間を要した。	・監査における指摘後、当該学校に対し、適正に契約事務を行うよう指示した。
日新小学校	・バス借上げ料の支払いについて、請求書の処理が漏れていたため、支払いまでに時間を要した。	・監査における指摘後、当該学校に対し、適正に契約事務を行うよう指示した。

イ 大垣市契約規則第28条では、契約書の作成を省略する場合においても、1件の金額が20万円以内の契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴することとしている。

しかしながら、請書等を徴取せずに業務が完了している事例が見受けられた。

今後は、大垣市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
社会教育スポーツ課	・看板作製業務委託等、請書等を徴収せず業務が完了し支払いまで行っていた。	・監査からの指摘後、請書の徴収を行った。 ・所属内においても当該指摘について周知を行い、適正に契約事務を行うよう、職員への注意喚起を行った。

2 注意事項に対する対応状況

(1) 契約事務について

ア 起案書に消去可能な筆記用具による決裁日等の記載や、決裁日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
高齢福祉課	・工事（整第1号、整第3号及び整第4号）及び令和7年度シルバーリハビリ体操指導士養成業務委託に係る起案について、消去可能な筆記用具による決裁日の記載があった。	・監査における指摘後、速やかに消去不可能な筆記用具により決裁日の記入を行い、職員への注意喚起を行った。
キッズピア おおがき子育て支援センター	・起案書について、消去可能な筆記用具による起工年月日等の記載があった。	・監査における指摘後、直ちに消去不可能な筆記用具により起工年月日を記載した。 ・当該指摘について所属内での周知を行い、適正な事務処理を行うよう徹底した。
児童館	・営繕工事に係る起案書について、消去可能な筆記用具による決裁日等の記載があった。	・監査における指摘後、直ちに消去不可能な筆記用具により決裁日等を記載し、工事起案書の適切な文書完結処理について職員へ注意喚起した。
農林課	・工事起案書において起工年月日が消去可能な筆記用具での記載があった。	・監査における指摘後、直ちにボールペンによる記入を行った。 ・起工事年月日等をボールペンで記入するように周知した。”
市街地整備課	・（新）郭町西街区まちづくり基本計画等検討業務委託に係る設計起案について、決裁日が未記入であり、起工年月日が鉛筆書きであった。	・監査における指摘後、速やかに決裁日の補記を行うとともに、消去不可能な筆記用具により起工年月日を記入した。

		・監査からの指摘について、所属内で周知するとともに、適切に文書完結処理を行うことの注意喚起を行った。
南部学校給食センター	・起案書の一部に決裁日の記載がない状態の書類があった。	・監査における指摘後、直ちに決裁日の補記を行った。 ・当該指摘事項について、所属内で周知し、大垣市文書取扱規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、決裁終了後、書類が起案者に戻ってきたとき決裁日を記入するよう注意喚起を行った。
北部学校給食センター	・空調機設置工事（設計書）に係る起案について、決裁日の記載がなかった。	・監査における指摘後、速やかに決裁日の補記を行った。 ・監査からの指摘について、所属内で周知するとともに、適切に文書完結処理を行うよう、職員への注意喚起を行った。
選挙管理委員会事務局	・選挙の契約事務に係る起案について、消去可能な筆記用具による決裁日の記載があった。	・監査における指摘後、直ちに消去不可能な筆記用具により決裁日の記入を行うとともに、当該指摘について所属内での周知を行い、適正に事務を行うよう徹底した。

イ 契約書に契約日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
課税課	・スキャナー保守に係る契約について、契約書原本に記載すべき契約日の記載がなかった。 ”	・監査における指摘後、直ちに契約日を記載した。 ・当該指摘及び適正な契約事務の実施について、所属内で周知し職員に注意喚起するとともに、他の契約書について契約日の記載があることをすべて確認した。

ウ 契約書に収入印紙が貼付されていないものや貼付する収入印紙の税額を誤っているものが見受けられた。

今後は、印紙税法に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
高齢福祉課	・生活管理指導短期宿泊事業に係る契約について、収入印紙を貼ることなく、事業を実施し、委託料の支払いを行っていた。	・監査における指摘後、直ちに収入印紙を徴取した。 ・当該指摘について所属内での周知を行い、適正に契約事務を行うよう、職員への注意喚起を行った。
農林課	・有害鳥獣捕獲業務委託に係る契約について、契約書に貼付する収入印紙の税額に誤りがあった。	・監査における指摘後、直ちに収入印紙の追加添付を依頼した。 ・当該指摘について周知を行い、適正に契約事務を行うよう徹底した。
南部学校給食センター	・厨房機器設備点検業務に係る契約について、請書に収入印紙が貼付されていない状態となっていた。	・監査における指摘後、直ちに収入印紙の徴取をした。 ・当該指摘事項について、所属内で周知し、印紙税法に基づき、適正な事務処理に努めるよう職員への注意喚起を行った。

エ 所得税の源泉徴収を必要とする支出に関する伺いや支出負担行為書に人事課合議がされていないものが見受けられた。

今後は、大垣市予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
危機管理課	・総務費において、所得税の源泉徴収を必要とする支出負担行為書に人事課合議がされていないものがあった。	・監査における指摘後、課内において注意喚起を行った。今後、法令等に基づき、適正な予算執行を行っていく。
農林課	・森林経営に関する意向調査業務契約及び農道台帳の補正に係る契約について、測量業務が含まれているが人事課合議がなされていなかった。	・監査における指摘後、人事課合議にした。 ・共通帳票の遵守を周知した。
建築指導課	・大規模盛土造成地分類調査業務委託に関する伺い及び支出負担行為書に、人事課合議がされていなかった。	・監査における指摘後、直ちに合議を行った。 ・関係課合議が必要なものについて、職員に周知した。

(2) 補助金交付事務について

起案書に決裁日の記載がないものが見受けられた。

今後は、大垣市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
高齢福祉課	・地域介護予防活動支援事業補助金に係る起案について、決裁日の記載がなかった。	・監査における指摘後、速やかに決裁日の補記を行った。 ・当該指摘について所属内での周知を行い、職員への注意喚起を行った。

(3) 現金の取扱いについて

ア 領収書の記載内容について、記入方法の誤りや、領収書の書損分を保管せず破棄している事例が見受けられた。

今後は、公金の適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
上石津地域事務所地域政策課	・領収書の消費税に関する不要な部分に斜線を引いていなかった。	・領収書を渡す前に複数人で確認することを徹底した。
綾里こども園	・領収書の書損分を保管せずに廃棄していた。	・書損じは、破棄せず保管しておくことを、園内で周知徹底した。 ・領収書作成時は、2人以上で確認して発行することにした。
時保育園	・領収書の書損分を保管せずに廃棄していた。	・書損じは、破棄せず保管しておくことを、園内で周知徹底した。 ・領収書作成時は、2人以上で確認して発行することにした。
公園みどり課	・インボイス対応領収書で、消費税に関する事項の使用しない欄を斜線で消していないものがあった。	・監査における指摘後、インボイス対応領収書で消費税に関する事項の使用しない欄を斜線で消して使用するよう、職員への注意喚起を行った。

イ 領収書に必要な事項が正しく記載されていないものが見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
牧田こども園	・分任出納員と出納員の印を誤って押印した。	・監査からの指摘について、園内で周知するとともに、今後使用しないように分任出納員の印を処分した。
都市計画課	・領収書に日付等の記入漏れがあった。	・監査における指摘後、記入漏れや誤りがないうよう、記入項目について職員に周知した。

ウ 受領した現金について、指定金融機関等への払込みが遅れていた事例が見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
公園みどり課	・花かざり講習会受講料受領から入金までに相当の期間が経過していた。	・監査における指摘後、所属内で周知するとともに、適切に経理事務を行い、遅滞なく払込みがなされるよう、職員への注意喚起を行った。

(4) 備品管理事務について

所属が管理する備品について、備品台帳の登載内容の誤りや、備品の廃棄処理及び備品ラベルの貼替えなどがされていないものが見受けられた。

今後は、大垣市会計規則に基づき、適正な備品管理に努められたい。

所管所属	事例	措置状況
まちづくり推進課	・過年度に異動した備品について、備品台帳上の異動処理を行っていなかった。	・監査における指摘後、速やかに配置場所が異なる備品について、備品異動処理を行い、備品ラベルの貼替えを行った。 ・備品ラベルの貼付や備品台帳の登載内容を再確認するとともに、今後は適正な備品管理をするよう職員へ周知徹底した。
危機管理課	・取壊しのあった建物に配置していた備品について、備品の配置替えをしていなかった。	・所属が管理する全ての備品について、期間を決め計画的にラベルの貼付や備品台帳の登載内容の再確認を行う。
国保医療課	・上石津診療所において、配置場所が所属と異なる備品について、備品ラベル貼替えがされていないものがあった。	・監査における指摘後、速やかに配置場所（所属）が異なる備品について、備品ラベルの貼替えを行った。 ・備品の所属替え時の対応について、職員に周知した。
農林課	・えぼしふれあい会館、上石津農村環境改善サブセンター、本庁にて備品にラベルの貼付漏れや廃棄処理がされていないものがあった。（現地監査）	・監査における指摘後、直ちに廃棄処理や備品ラベルの貼付を行った。 ・備品の管理徹底を周知した。

公営競技事務所	・備品ラベルの貼付けや貼替えがされていないものがあった。	・備品の一斉点検を実施し、ラベルの貼付や登載内容の再確認を行う。 ・また、今後同様の漏れがないように指摘内容を所属内に周知し、注意喚起を行った。
交通政策課	・出先施設で使用している備品について、備品ラベルが貼付されていなかった。 ・過去に廃棄した備品について、備品台帳上の処理を行っていなかった。	・監査における指摘後、備品ラベルが貼付されていない備品に備品シールを貼付した。また、廃棄した備品について、備品登録の削除を実施した。 ・備品の所属替え、廃棄時等の対応について、職員に周知した。

3 検討事項

(1) 契約事務について

ア 請求日から支払いまで期間があるものが見受けられるため、請求書受理後は速やかに支出するよう業務管理の徹底を検討されたい。

所管所属	事例	措置状況
交通政策課	・請求書受領に伴い支払伝票起票後、追加書類取寄せ等に時間を要し、起票から実際の支払いまでに期間が空いてしまった。	・業務完了後には、速やかに請求書を取寄せ、請求受理後、速やかに支払いを完了させることについて、職員に周知した。

イ 事業終了日から支払日まで数か月以上経過しているものが見受けられるため、速やかに支出するよう業務の進行状況の管理を検討されたい。

所管所属	事例	措置状況
江東小学校	・バス借上げ料の支払いについて、業務完了後も請求書の提出がなかったにも関わらず、状況の確認を怠ったため、支払いまでに時間を要した。	・監査における指摘後、当該学校に対し、適正に業務の進行状況を管理するよう指示した。
赤坂小学校	・バス借上げ料の支払いについて、業務完了後も請求書の提出がなかったにも関わらず、状況の確認を怠ったため、支払いまでに時間を要した。	・監査における指摘後、当該学校に対し、適正に業務の進行状況を管理するよう指示した。